

定 期 監 査

1 監査実施日及び対象

令和8年2月 3日 北開田会館、北開田児童館、中央公民館、図書館、文化財保存活用課

// 2月18日 市民課、総合調整法務課、職員課、上下水道総務課、下水道施設課、
水道施設課・浄水場、総務課・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会
消費生活センター、総合交流センター

// 3月16日 多世代交流ふれあいセンター、自治・共助振興室、防災・安全推進室

2 監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和7年度分(必要に応じて過年度分含む。)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

(1) 北開田会館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

【令和6年度定期監査に対する措置状況】

- ① 監査提出資料において、記載誤りが散見された。また、公金の管理が適切でない事例が見受けられた。館内において、提出資料の確認はもとより資料作成を含む事務等や公金管理については、人材育成の観点からも改善に努められたい。

講じた措置：昨年度のご指摘のとおり、記載誤りのないよう資料作成及び提出前の確認体制を強化し、今年度は資料作成時のダブルチェック体制と作成担当者と確認担当者を明確化した。また、公金管理に関しては、公金管理業務の各プロセスにおける責任者を明確化し、業務担当者全員に公金の取り扱いや管理方法を周知徹底した。更に業務に関する知識及びスキル向上を目的とし、週1回、課内にて協議や共有する場を設けた。業務の効率化に向けて担当者が業務をスムーズに遂行できる環境を整備し、今後も取り組んでいく。

(2) 北開田児童館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(3) 中央公民館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(4) 図書館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(5) 文化財保存活用課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(6) 市民課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(7) 総合調整法務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(8) 職員課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(9) 上下水道総務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(10) 下水道施設課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(11) 水道施設課・浄水場

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(12) 総務課・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(13) 消費生活センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(14) 総合交流センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(15) 多世代交流ふれあいセンター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(16) 自治・共助振興室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(17) 防災・安全推進室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。